

集中改革プランの主要事項の取り組みと（再整理）と 新たに取り組むを進める事項について

第1節 集中改革プランの主要事項の取り組みについて

平成17年3月、総務省より「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」が示され、具体的な取り組みを集中的に実施するための計画「集中改革プラン」を策定し、より一層積極的な行政改革の推進が求められています。

村山市は、平成17年1月にこの「村山市自立発展計画」を策定し、平成17年度から21年度までの行財政改革の具体的な取り組みを進めています。

そこで、本市においては「村山市自立発展計画」を「集中改革プラン」と位置づけ、継続して行財政改革を推進していきます。

ここに、集中改革プランの主要事項について再整理します。

1 事務事業の再編・整理、廃止・統合

自立発展計画では第3章第2節（1）2事務事業の見直し、3補助金負担金等の見直し、4投資事業の見直しに計上。

収支のバランスを保つために、歳出の徹底した見直しを行います。他市町と連携した広域化により効率的な行政運営ができるものは事務の広域化を進めます。また、組織や施設の統合や見直しを進め効率的な運営を図り、サービスのあり方を見直しあらゆる面での歳出抑制の方法を検討します。

2 民間委託等の推進

自立発展計画の第3章第2節（1）2事務事業の見直し 外部委託の推進に計上。

施設管理などの運営方法については、これまでは外部委託の推進を図ってきましたが、今後は、指定管理者制度の導入による行政のスリム化を図りながら、より一層多様な事業主体による住民サービスの向上を図ります。

（追加）平成18年度 指定管理者の導入予定施設 12施設

レストハウス東沢、バラ交流館、ふるさとふれあい学習館、道の駅むらやま、クアハウス基点、南郷温泉施設、福祉センター、体育施設、葉山キャンプ場、雪室施設、楯岡グリーンタウンふれあい農園、樽石観察センター

3 定員管理の適正化

自立発展計画の第3章第2節(1)1人件費の抑制 新規採用職員の抑制に計上。

これまでに引き続き、組織の再編や適正配置、退職者より少ない新規採用職員数とした定員適正化計画を公表し、職員数の削減を図ります。

平成17年4月1日職員数 353人

平成22年4月1日職員数 333人

《削減人数》 20人(退職予定人数39人、採用予定人数19人)

4 手当の総点検をはじめとする給与の適正化(給料表の運用、退職手当、特殊勤務手当等諸手当の見直し等)

自立発展計画の第3章第2節(1)1人件費の抑制 特別職の給与等の抑制、一般職員の手当抑制に計上。

これまでも給与削減に努めてきましたが、今後も、これまでの実績を継続しながらさらに見直しを進めます。

また、特別昇給や諸手当の総点検を行い、人件費の抑制を図ります。

平成17年度の実績

特別職の給与を10%~5%削減、収入役の廃止、人事院勧告に基づき寒冷地手当の一律削減、管理職手当の50%~20%の削減、振替勤務による時間外手当の抑制

(追加) 平成18年度以降

地域給与制度の導入に伴う給料の全面的な見直し

退職時特別昇給等の制度の見直し

特別職の給与の更なる見直し

(市長は20%、助役は12%、教育長は8%削減します。)

14種類の諸手当の総点検

《削減額》平成18年度以降 3百万円

5 公社等の見直し

市が出資している公社等についても、指定管理者制度導入などを考慮し、その経営の見直しや市の関与についても検討を行います。

(対象) 村山市余暇開発公社、村山市体育協会、村山市土地開発公社

(追加) 村山市余暇開発公社は、平成18年度にクアハウス基点や道の駅むらやまなどの指定管理者として運営する予定で、平成19年度末までに経営の健全化に向けた計画の策定、監査体制の強化、経営状況等の公表を行ないます。

村山市体育協会も、平成18年度に市内の体育施設の指定管理者として運営する予定で、事業収入の拡充を図りながら、自立した団体として運営できる計画を平成19年度に策定し、経営状況等を公開し健全な運営を図ります。

村山市土地開発公社はこれまでの運営形態を継続しながら、平成18年度から5年間の「土地開発公社の経営の健全化に関する計画」を策定し、より一層健全経営に努めます。

6 経費節減等の財政効果

自立発展計画 第3章自立発展計画のプログラム、第4章今後の市政運営のガイドラインに計上。

村山市の財政は、現状のまま推移した場合、21年度末で2.9億円の財政赤字が発生するおそれがあります。今後、第3章及び本章に掲げた具体的なプログラムを実施した場合、平成21年度の収支も第4章に掲げた黒字が確保できる見込となります。しかしながら、厳しい財政状況は改善されたわけではなく、掲載したプログラム以外の分野に係る行財政運営についても常に改善の取り組みを行っていく必要があります。

7 地方公営企業について

自立発展計画の第3章第2節(2) 使用料、手数料の見直しに計上。

本市で公営企業法を適用するのは水道事業のみですが、それに準ずる公共下水道事業、特定環境公共下水道事業、農業集落排水事業についても、普通会計と同様に事務事業の見直し、経費削減などに努め経営の健全化を図ります。

平成17年度実績

水道事業で、設計審査手数料、工事検査手数料、督促手数料の引き上げによる収入の確保、施設の電気料節減。

(追加) ・水道事業の見直し

水道事業においては、平成18年度中に中期経営計画を策定し、経費の大幅な見直しを検討します。

また、老朽管の漏水を解消するための布設替えを引続き進め、効率的な給水を行い経営の健全化を図ります。

・下水道事業の見直し

下水道事業においては、ポンプ場施設等の維持管理業務委託の見直しを行い、管理費の縮減に努めます。

《削減額》平成18年度	1百万円
平成19年度以降	2百万円

また、使用料の引き上げを行い、経営の健全化を図ります。

《効果額》平成18年度	19百万円
平成19年度以降	28百万円

第2節 新たに取り組みを進める事項について

平成17年度の新体制による市政運営で、新たに取り組みを進める事項をここに掲げます。

また、村山市自立発展計画については、毎年度進行管理を行い、計画に掲げた項目すべてを点検し、必要に応じ是正を講じていきます。

1 男女共同参画推進プロジェクト活動の推進

第3章第2節(3)2 市民との協同への取り組みに計上。

「村山市男女共同参画のまち宣言」を受け、平成18年度中に市民懇談会による推進計画の策定を行い、男女共同参画社会を推進します。

2 市長交際費の支出基準の明確化と情報公開

第3章第2節(3)1 村山市らしいサービスの充実への取り組みに計上。

市長交際費の支出基準を明確にし、支出状況を毎月ホームページと市報で公表して、公正で透明性の高い「開かれた市政」をさらに進めます。

3 入札予定価格の事前公表

第3章第2節(1)2 業務体制の見直しに計上。

平成18年度より、入札予定価格の事前公表の実施など建設工事等の入札制度を改正し、公共工事の透明性、公平性、公正性の向上と品質の確保を図ります。

4 職員採用試験制度の見直し

第3章第2節(1)2 業務体制の見直しに計上。

第三者を加えた選考委員、採用人数・合格基準の事前公表、作文・人物試験の採点基準の再構築、試験結果の開示内容の拡大など、職員採用試験制度の見直しを行い、選考過程の透明化を図ります。